

令和2年度 第23回庁議要旨

日時：令和3年3月9日（火）

午前8時55分～午前9時55分

会場：防災センター

[審議事項]

1 行政委員配布の回数見直しについて（復興政策部）

本市の行政委員の身分について、行政委員の改選期である令和3年4月より特別職非常勤職員から私人（公人でない個人）へ移行することとしている。

昨年実施した、行政委員、町内会長等への身分の移行に向けた説明会において、公文書等配布の回数の見直しや外部への委託など、負担軽減についての意見・要望を多数いただいていたことから、関係部署との調整を行ってきた。

本市の行政委員の身分の移行に併せ、行政委員配布の回数見直しを行い、行政委員の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

令和3年4月から行政委員配布の回数をこれまでの月2回から、月1回（下旬）に変更する。

ただし、選挙公報等については、これまでどおり臨時便で対応する。

※石巻市行政委員数 394名（令和3年2月1日現在）

(2) 今後の予定

令和3年3月 文書により行政委員へ周知

4月 改選に伴う行政委員会議において説明

2 石巻市環境基本計画の中間見直し及び生物多様性地域戦略の策定について（生活環境部）

本市は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度から10年間の施策を示した「石巻市環境基本計画」を策定しているが、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて指標等の見直しを行うとともに、同計画のリーディング・プロジェクトとして位置づけていた「生物多様性地域戦略」を定める必要があった。

取組指標等の見直しを行い、現況に即した目標を明確にすることで、各種施策を計画的に推進する。

(1) 主な内容

計画の基本的な方向性を示す基本方針等は変更せず、取組施策や取組指標（54指標中21指標）の見直しを行うとともに、リーディング・プロジェクトとして位置づけていた「生物多様性地域戦略」を施策に加える。詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市環境審議会より答申

石巻市環境基本計画中間見直し
市ホームページ等により周知

3 石巻市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（生活環境部）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定められなければならないとされており、平成28年度を計画初年度として定めた「石巻市一般廃棄物処理基本計画」は、令和2年度を中間目標年次としていることから、本年度において社会情勢や実績等を勘案し計画の見直しを行う必要が生じている。

廃棄物を巡る国内外の社会情勢や処理実績に応じて目標の見直しを行い、ごみの減量やリサイクル等の取り組みを推進する。

(1) 主な内容

計画の基本的な方向性を示す基本方針等は変更せず、令和元年度実績を踏まえ目標値等を見直すもの。詳細は別紙のとおり。

・本計画における目標値

計画目標年次 令和7年度

第1編 ごみ処理基本計画

		実績 令和元年度	目標(見直し前) 令和7年度	目標(見直し後) 令和7年度
減量化	1人1日当たりのごみ排出量	1,054 g/人・日	930 g/人・日	980 g/人・日
資源化	リサイクル率	12.1%	15.7%	14.9%
最終処分	最終処分率	12.6%	11.3%	10.8%

第2編 生活排水処理基本計画

		実績 令和元年度	目標(見直し前) 令和7年度	目標(見直し後) 令和7年度
計画処理区域内人口		141,887人	137,034人	136,188人
汚水処理人口普及率		73.0%	86.3%	90.5%

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市一般廃棄物処理基本計画中間見直し告示
市ホームページ等により周知

4 石巻市水産関係施設の設置について（産業部）

漁港背後に位置する漁業集落は、東日本大震災に起因する津波によって被災し、住民は高台へ移転を余儀なくされた。また、沿岸地域は甚大な被害を受け、漁港背後地にあった漁業者の住宅や漁業用の倉庫、作業場、休憩所、漁具の置き場等の機能が失われた。

震災以前は、漁業活動の合間の休憩、漁具の保管などは、それぞれの漁港にある番屋や漁港背後の集落内で行われていたが、被災や漁業集落の移転によりその機能が失われ水産業復興の障害となっている。

被災地の漁業集落において、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するため、災害危険区域内に共同利用としての水産用地並びに番屋機能を再生する必要がある、それらの整備を進めてきた。

漁業実態に基づき整備された、番屋や漁具置き場等の水産関係施設を使用させる事により、本市における漁業の振興及び漁業環境の改善を図り、漁業活動の活性化を進め、地域水産業と漁村の復興に資することを目的とする。

(1) 主な内容

① 施設の概要

番屋：全 1 1 施設 本庁地区 2 施設、雄勝地区 6 施設、牡鹿地区 3 施設

水産関係用地：全 5 0 地区（漁具等保管用地、用地に付帯する照明灯及び水道設備）

本庁 1 4 地区、河北 2 地区、雄勝 1 5 地区、北上 5 地区、牡鹿 1 4 地区

② 主な使用者

宮城県漁業協同組合及び牡鹿漁業協同組合（実質の使用者は組合員）

③ 使用の許可

宮城県漁業協同組合及び牡鹿漁業協同組合が市に行政財産使用許可申請を行い、使用許可を受けて使用する。

④ 使用内容

漁業協同組合と組合員が漁業活動に必要な使用内容を決定し、漁業者が共同で使用する。

⑤ 使用料

使用料は減免申請により無償とする。ただし、番屋施設、照明灯設備、水道設備の使用にかかる電気料金、水道料金、浄化槽管理料等は、使用者による実費負担とする。

(2) 今後の予定

令和 3 年 3 月 3 1 日 石巻市水産関係施設設置要綱の制定（施行予定年月日：同年 4 月 1 日）

順次 漁業協同組合等への使用許可手続きが完了した施設から使用開始

5 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ多くの被災者が自立再建（住宅再建）できていない状況である中、減免期間が令和 3 年 3 月 3 1 日をもって終了となる。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和 4 年 3 月 3 1 日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- ① 建築確認申請手数料
- ② 中間検査申請手数料
- ③ 計画変更申請手数料

- ④ 完了検査申請手数料
- ⑤ 建築許可・認定申請手数料

(2) 今後の予定

令和3年3月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」
の一部改正（施行予定年月日：同年4月1日）

6 石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業の見直しについて（建設部）

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、本市では、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行う者に対し、国及び県と連帯して補助金を交付し、危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修により、移転を促進している。

現在、国では社会資本整備総合交付金による事業が実施されており、本市でも石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業の見直しが必要となっている。

石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業の見直しを行うことにより、土砂災害から市民を守り、災害に強いまちづくりの形成を図る。

(1) 主な内容

現行の「石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助交付規則」を廃止し、新たに「石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助要綱」を制定することにより、別紙概要のとおり事業を実施する。

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規則の廃止
4月 石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助要綱の制定（同月1日施行）
市ホームページで周知

[報告事項]

1 令和2年度石巻市特別表彰について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係するものについて、その荣誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

【表彰受賞者】 個人2名

氏名	功績
菊地 恋 石巻西高校1年 石巻ジュニアジャズオーケストラ	第6回Kサクソフーンコンクール 中学生の部 第1位
星 伊吹 石巻好文館高校3年	第23回長江杯国際音楽コンクール 打楽器・高校の部 第1位

※参考

【表彰基準】

- ・特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に
関係するものについて行うものとする。
- ・条例第4条の特別表彰の対象者は、市内に住所を有しているもの又は過去に有したものとする。
- ・条例第4条に規定するスポーツに関する表彰基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① オリンピック大会に出場した個人及び団体
- ② 世界選手権、アジア大会等の国際大会で入賞した個人及び団体
- ③ ユニバシールド大会等の国際大会で3位以内に入賞した個人及び団体（年齢別・流派別を除く。）
- ④ 国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会等権威ある全国規模の競技大会
において優勝した個人及び団体
- ⑤ 世界記録又は日本記録を樹立した個人及び団体
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長がスポーツ競技に特別な成績を収めたと認めた個人及び団体

(2) 今後の予定

令和3年3月18日 石巻市特別表彰式（場所：石巻市役所4階庁議室 時間：16時～）

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整備について（健康部）

本年2月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことから、石巻市国民健康
保険条例等の関係条例について整備が必要となった。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部について
整備を行う。

(1) 主な内容

法改正に伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2（新型コロナウイルス感
染症を新型インフルエンザ等とみなし同法の規定を適用する）」が削除されることにより、新型コ
ロナウイルス感染症の定義として同条を引用する以下の条例について、定義を具体的に書き表す形
に改める。

- ① 石巻市国民健康保険条例
- ② 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例
- ③ 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例

※対象となる傷病の範囲等に変更は無い。

(2) 今後の予定

令和3年 3月 市議会第1回定例会にて議決後、公布の日から施行

3 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適
用期間の再延長について（健康部）

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者（被用者に限る）に対する傷病手
当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和3年

3月31日までとしていたところであるが、今般、国より本取扱いについて、令和3年6月30日まで延長する方針が示された。

国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和3年6月30日まで延長する。

なお、対象者、支給要件等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和3年 3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

同月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

4 石巻市危険ブロック塀除却等事業の見直しについて（建設部）

平成30年6月の大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受け、平成31年2月に国の社会資本整備総合交付金交付要綱の一部が改正されて以降、関係事業は基幹事業で実施している。

平成30年度から令和元年度に危険コンクリートブロック塀実態調査を実施し、判定結果16,703件を昨年度から令和2年9月にかけて通知した。このうち、改善・改修の必要な件数は約15,000件あったが、令和3年1月末までの申請は266件（約1.7%）にとどまっている。

危険ブロック塀等の除却等に対して、補助金額の増額を行うことにより、道路に面した危険なブロック塀等の改善を加速させる。

(1) 主な内容

石巻市危険ブロック塀除却等事業のうち、補助金額に関する部分を以下のとおり見直す。

改正後	現行
<p>(除却工事補助金額) 除却工事の補助金額は、除却に要する費用の3分の2又は補助対象となるブロック塀等の除却延長1メートル当たり80,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を30万円とする。</p> <p>(設置工事補助金額) 設置に要する費用の3分の2又は設置工事の延長1メートルにつき80,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を10万円とする。</p>	<p>(除却工事補助金額) 除却工事の補助金額は、除却に要する費用の3分の2又は補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積1平方メートル当たり4,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を15万円とする。</p> <p>(設置工事補助金額) 設置に要する費用の3分の1又は設置工事の延長1メートルにつき4,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を10万円とする。</p>

改正後	現行
<p>(加算金) スクールゾーン内のブロック塀等の補助限度額75,000円とする。</p>	<p>(加算金) スクールゾーン内のブロック塀等の補助限度額37,000円とする。</p>

※除却工事及び設置工事に関しては、国の社会資本整備総合交付金交付要綱において、ブロック塀等の安全確保に関する事業を行うブロック塀等の総延長に80,000円を乗じた額が限度額

(2) 今後の予定

令和3年4月1日 石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の一部改正（同日施行）

5 旧北上川・北上川の地域呼称の取り扱いについて（建設部）

- ① 令和元年6月14日、石巻市議会（全市議賛同）から市長に対し提言書の提出があった。

〔提言事項〕

- ・河川法に基づく正式名称の変更について

「旧北上川」から「北上川」に変更、「北上川」から「新北上川」に変更

この提言への対応については、同年9月2日に石巻市議会議長、副議長に対し、「一級河川の名称変更に必要な手続き等」について説明を行った。

- ② 令和2年9月29日、北上川と共に未来を創る石巻（地域活動団体）から市長に対し要望書の提出があった。

〔要望事項〕

- ・河川法に基づく正式名称の変更について

「旧北上川」から「北上川」に変更、「北上川」から「新北上川」に変更

この要望への対応については、同年10月1日に北上川と共に未来を創る石巻に対し、「一級河川の名称変更に必要な手続き等」について説明を行った。

- ③ 令和3年2月12日に、石巻市議会議員、宮城県議会議員、北上川と共に未来を創る石巻（地域活動団体）（以下「市議会等」という。）から市長に対し提案があった。

〔提案事項〕

- ・河川名称の表記について、行政として、地域の呼称を使用する取り組みを提案

正式名称「旧北上川」 ⇒ 地域呼称「北上川」で表記

正式名称「北上川」 ⇒ 地域呼称「新北上川」で表記

正式名称「旧北上川」、「北上川」を地域の呼称として、それぞれ「北上川」、「新北上川」とし市関係図書等の河川名称の表記に使用することにより、市議会等からの提案（地域で日常的に親しみをもって呼んでいる川の名称の使用）に対する行政対応の一つとする。

(1) 主な内容

市議会提言で示された地域の呼称を市行政として使用する。

- ・正式名称「旧北上川」 → 地域の呼称として「北上川」
- ・正式名称「北上川」 → 地域の呼称として「新北上川」

適用する市関係図書等

- ・庁内の各部署が今後作成するパンフレット等

※市関係図書等例：「いしのまき案内地図」、「市内観光・イベントパンフレット」等

※行政処理上支障がある公文書、正式名称で表記する必要がある印刷・掲示物等は適用外。

(2) 今後の予定

令和3年3月18日 定例記者会見で発表予定

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係)

6 移住促進事業の実施について(新型コロナウイルス感染症対策)(復興政策部)

本市では、少子高齢化に加え東日本大震災による人口流出が加速し、人口減少対策が課題となっている。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに地方への移住機運が高まっていることから、都市部等住民へ積極的に本市のPRを行い、移住支援を推進する必要がある。

移住定住を促進するため、移住相談窓口の設置やお試し移住体験等の事業を実施することにより、移住希望者が移住を検討しやすい環境を整備する。

(1) 主な内容

① 移住支援窓口の設置

- ・移住に関する相談・助言等
- ・移住情報の提供(不動産及び空き家、仕事、生活等に関する情報提供)
- ・移住者向けのイベント企画及び出展によるポータルサイト等による移住PR

② ふるさと回帰支援センターでのPR活動

ふるさと回帰支援センター(東京都千代田区)と連携して、全国の移住希望者へ本市のPRを実施

③ お試し移住体験の実施

- ・お試し移住体験施設の環境整備(復興住宅を活用予定)
- ・お試し移住体験での利用サポート

④ 空き家活用セミナーの実施

空き家等の活用(再生)に関するセミナーの実施

(2) 今後の予定

令和3年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

4月 各事業の実施

7 防災活動支援事業の実施について(新型コロナウイルス感染症対策)(総務部)

新型コロナウイルス感染症拡大の状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが必須となっている。

本市では「石巻市避難所開設マニュアル(新型コロナウイルス対策)」を策定し、現在まで避難所の備蓄品の配備を進めてきており、また、市総合防災訓練をはじめ、各地区で避難所開設訓練を実施している。

避難所開設訓練の検証を踏まえ、パーテーション及び段ボールベッドを追加購入し、避難所内の更なる感染拡大防止等に努める。

(1) 主な内容

災害発生時における避難所での感染拡大防止対策として、避難所開設資材を追加購入する。

- ・パーテーション 一般避難者スペースにおいて、飛沫感染の防止を図る。

新規配備数 1,500張(既配備数 864張)

- ・段ボールベッド 感染の疑いのある方の対策スペース（空き教室等）に配備する。
新規配備数 200台（各避難所4台配備）

(2) 今後の予定

令和3年 3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案
4月～ パーテーション及び段ボールベッドの購入、配備

8 新型コロナウイルス感染症対応協力金の交付について（新型コロナウイルス感染症対策）（健康部）

新型コロナウイルス感染症については、首都圏を中心に感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ陽性者の発生が続いていることを受け、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が継続されている。

本市においても、依然として警戒を緩めることができない状況であり、医療提供体制への影響も懸念されていることから、感染症の感染拡大防止及び発熱症状を有する患者等に対する診療体制の確保が求められている。

令和2年度に交付している本協力金を、令和3年度も実施することにより、引き続き、感染リスクと向き合いながら、PCR検査（検体採取）を実施している帰国者・接触者外来及び診療・検査医療機関を支援するもの。

(1) 主な内容

PCR検査（検体採取）を実施している帰国者・接触者外来及び診療・検査医療機関に対して、交付する協力金の算定期間を、令和4年3月31日まで延長する。

なお、対象者、交付金額等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和3年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案
石巻市新型コロナウイルス感染症対応協力金交付要綱の制定
（告示の日から施行、令和2年4月1日から遡及適用）

9 消毒支援事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（健康部）

新型コロナウイルス感染症については、首都圏を中心に感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ陽性者の発生が続いていることを受け、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が継続されている。

本市においても、新規感染者は徐々に減少に転じているものの、未だに予断を許さない状況が続いており、事業者の感染拡大防止対策が引き続き必要な状況である。

令和2年7月から実施している本事業を、令和3年度も実施することにより、引き続き市内の新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るとともに、事業者の早期再開を支援する。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者で、店舗等の消毒を実施する経費に対して補助を行う本事業の申請期間を、令和4年3月31日まで延長する。

なお、対象者、対象経費、補助金額等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和3年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

4月 石巻市新型コロナウイルス感染症に係る消毒支援事業補助金交付要綱の一部改正（同月1日施行）

市ホームページ等により周知

10 中小企業等への独自支援策の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（産業部）

新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴い、中小企業者の経営がひっ迫しており、更なる中小企業者への経営支援とともに、経済再生のため、消費拡大などの景気浮揚策を実施する必要がある。

また、緊急事態宣言の発出やGo toトラベルの停止により、外出、行動・経済活動の自粛により、観光関連産業は大きな影響を受けている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の景気回復と中小企業者の事業の継続を支援する。

(1) 主な内容

① 感染症予防対策補助金

市内中小企業が取り組む新型コロナウイルス感染症の感染予防策や今後の感染拡大防止等に向けた取組みに係る費用を補助する。

② 地域商品券事業（第2弾）

停滞する地域経済の活性化と市民の消費喚起を促すため、3割増し商品券を発行する。

③ 街なかイベント開催助成金

石巻市中心市街地活性化協議会が行う「中心市街地賑わい創出活性化助成金事業」に対して助成する。

④ 新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業

企業支援に係る各種助成金等の支給事務を行う会計年度任用職員（事務補助員）を1名雇用する。

⑤ 販売促進等支援事業

市内の3者以上の事業者等が販売促進するために行う事業に対し、補助金を交付する。

⑥ 観光関連事業者経営支援事業

令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月と前年同月比で20%以上の売上の減少があった観光関連産業事業者に対して支援金を支給する。

※各事業の詳細は別紙のおり

(2) 今後の予定

令和3年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

各補助金等の交付要綱等の制定（同年4月1日施行）

市ホームページ等により周知

4月 各補助金等の申請受付開始

各補助金等の交付開始

1 1 小中学校衛生環境対策事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（教育委員会）

学校のトイレについては、和式から洋式への改修が求められているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、衛生環境の改善が求められていることから、さらに早急な対応が必要となっている。

学校のトイレを和式から蓋つきの洋式に改修し、また、床を乾式化することにより、飛沫感染やウイルスの増殖を防止することで、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図る。

(1) 主な内容

① 対象校

貞山小学校

河北中学校

※両校とも、当初は老朽化対策工事の一環として実施する予定としていたが、今回トイレ改修工事を切り離し、新型コロナウイルス感染症予防対策として先行して実施する。

② 改修箇所

貞山小学校（校舎）

1階：職員男子トイレ、女子トイレ

児童用男子トイレ（多目的トイレ新設）、女子トイレ

2階：児童用男子トイレ（2か所）・女子トイレ（2か所）

3階：児童用男子トイレ（2か所）・女子トイレ（2か所）

河北中学校（屋内運動場）

2階：男子トイレ、女子トイレ

③ 主な改修内容

内装改修（湿式から乾式へ改修）

和式便器から洋式便器へ変更することに伴うトイレブースの撤去新設

衛生器具更新（小便器、大便器、手洗器）

照明器具更新（LED照明）

給排水管改修、電気配線改修等

多目的トイレ新設（※貞山小学校校舎のみ）

(2) 今後の予定

【関係予算について】

令和3年 3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

【事業スケジュールについて】

貞山小学校（令和元年度設計済み）

令和3年4月 発注・契約

令和3年5月～12月 工事

河北中学校（平成30年度設計済み）

令和3年4月 発注・契約

令和3年5月～10月 工事

1.2 福祉施設における感染症対策事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（桃生総合支所・福祉部）

桃生地域福祉センターについては、デイサービスセンターを併設し、福祉研修事業や福祉相談事業のほか、通所型介護サービスを提供している。

当該施設については、高齢者の利用が多く、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化リスクが高まることから、感染防止対策が重要である。

なお、当該施設の空調設備は老朽化が進み、故障の都度、修繕を繰り返している状況にある。

新型コロナウイルス感染症防止対策として、空気清浄機能を有する空調設備を導入することにより、高齢者の感染対策が強化され、安心して利用できる施設運営が期待できる。

(1) 主な内容

① 整備内容

空調設備の既存機器撤去及び新設機器設置（室内機10機、室外機3機）

② 施設概要

ア 所在地 石巻市桃生町中津山字八木 157-1

イ 設置年月 平成5年11月

ウ 延床面積 1,412.41 m²

エ 年間利用者数 H30 : 6,720 人

R1 : 6,888 人

R2 : 4,951 人（令和3年1月末現在）

(2) 今後の予定

令和3年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案について提案

4月 設計業務の入札及び発注

8月 工事の入札及び発注

令和4年3月 工事完了

【その他】

・特に無し

以上